

民法改正に伴う改定後の預金規定等（抜粋）

規定名：きらぼしでんさいサービスご利用規定(2020年5月1日改定)

改定後	改定前
<p>第4条 利用申込</p> <p><u>3 利用契約は、前項記載の通知が申込者に到達した時に成立します。</u></p> <p>4 利用契約は、<u>第2項及び前項前項の通知に記載された利用開始日に、その効力を生じます。</u></p> <p>5 当行は、審査結果の如何にかかわらず利用申込書を返却しません。</p>	<p>第4条 利用申込</p> <p>～追加～</p> <p>3 利用契約は、<u>通知に記載された利用開始日に、その効力を生じます。</u></p> <p>4 当行は、審査結果の如何にかかわらず利用申込書を返却しません。</p>
<p>第8条 でんさいネットおよび当行による利用契約の解除</p> <p>4 <u>前項に基づき、当行所定の方法により発信した通知が、延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u></p>	<p>第8条 でんさいネットおよび当行による利用契約の解除</p> <p>～追加～</p>
<p>第10条 債務者利用停止措置</p> <p><u>3 債務者利用停止措置に係る通知は、当行所定の方法により行います。</u></p> <p>4 <u>前項に基づき、当行所定の方法により発信した通知が、延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u></p> <p>5 債務者利用停止措置を受けた利用者は、～省略～。</p>	<p>第10条 債務者利用停止措置</p> <p>～追加～</p> <p>～追加～</p> <p>3 債務者利用停止措置を受けた利用者は、～省略～。</p>
<p>第29条 規定の変更</p> <p><u>この規定の各条項は、民法548条の4により、金融情勢状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲示その他相当の方法で改定内容を告知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>2 <u>前項の変更は、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用されるものとします。</u></p>	<p>第29条 規定の変更</p> <p><u>当行は、本規定の内容を任意に変更することができるものとします。当行が規定を変更する場合は、本規定改定の旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生日を当行ホームページに掲載する等の方法により告知します。</u></p> <p>2 <u>前項の告知で指定した効力発生日以降は、変更後の規定にしたがい取り扱うものとします。係る変更により万一利用者に損害が発生した場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。</u></p>

規定名：きらぼし貸金庫規定(2020年5月7日改定)

改定後	改定前
<p>第8条 成年後見人等の届出</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4)借主の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、前3項と同様にお届けください。</p> <p>(5)前4項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。</p> <p>(6)前5項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>第8条 成年後見人等の届出</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>～追加～</u></p> <p>(4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。</p> <p>(5)前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>
<p>第17条 規定の変更</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、民法548条の4の規定により、金融情勢状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲示その他相当の方法で改定内容を告知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2) 前項の変更は、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用されるものとします。</p>	<p><u>～追加～</u></p>

規定名：夜間金庫規定(2020年5月7日改定)

改定後	改定前
<p>第15条 【規定の変更】</p> <p>(1)この規定の各条項その他の条件は、民法548条の4の規定により、金融情勢状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲示その他相当の方法で改定内容を告知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2)前項の変更は、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用されるものとします。</p>	<p>第15条 <u>～追加～</u></p>

規定名：きらぼし銀行保護預り規定(2020年5月7日改定)

改定後	改定前
<p>第8条 (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) <u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</u></p> <p>(2) <u>家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。</u></p> <p>(3) <u>すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。</u></p> <p>(4) <u>前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。</u></p> <p>(5) <u>前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p>	<p>～追加～</p>
<p>第19条 (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、<u>民法548条の4の規定により、金融情勢状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲示その他相当の方法で改定内容を告知することにより、変更できるものとします。</u></p>	<p>第18条 (規定の変更等)</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、<u>金融情勢その他の状況の変化、その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で改定内容を告知することにより、変更できるものとします。</u></p>

規定名：きらぼし銀行 当座勘定規定(2020年5月7日改定)

改定後	改定前
<p>第16条 (成年後見人等の届出)</p> <p>(1) <u>家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも同様に取引店に届出てください。</u></p> <p>(2) <u>家庭裁判所の審判により、任意後見監督</u></p>	<p>～追加～</p>

<p><u>人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届出てください。</u></p> <p><u>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に取引店に届出てください。</u></p> <p><u>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に取引店に届出てください。</u></p> <p><u>(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p>	
<p>第31条（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、<u>民法548条の4の規定により、金融情勢状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲示その他の方法で改定内容を告知することにより、変更できるものとします。</u></p>	<p>第30条（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、<u>金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で改定内容を告知することにより、変更できるものとします。</u></p>

規定名：きらぼし銀行 当座勘定規定（専用約束手形口用）（2020年5月7日改定）

改定後	改定前
<p>第14条（成年後見人等の届出）</p> <p><u>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも同様に取引店に届出てください。</u></p> <p><u>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届出てください。</u></p> <p><u>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に取引店に届出てください。</u></p>	<p>～追加～</p>

<p>(4) <u>前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に取引店に届出て下さい。</u></p> <p>(5) <u>前 4 項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p>	
<p>第 28 条（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、<u>民法 548 条の 4 の規定により、金融情勢状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲示その他の方法で改定内容を告知することにより、変更できるものとします。</u></p>	<p>第 27 条（規定の変更等）</p> <p>(1) この規定の各条項その他の条件は、<u>金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で改定内容を告知することにより、変更できるものとします。</u></p>

規定名：振込規定（振込規定書・振込依頼書裏面）（2020 年 5 月 7 日改定）

改定後	改定前
<p>14. <u>【規定の変更】</u></p> <p>(1) <u>この規定の各条項その他条件は、民法 548 条の 4 の規定により、金融情勢状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲示その他相当の方法で改定内容を告知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の変更は、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用されるものとします。</u></p>	<p><u>～追加～</u></p>

規定名：代金取立規定（代金取立手形預り通帳・代金取立手形受付書裏面）
（2020 年 5 月 7 日改定）

改定後	改定前
<p>11. <u>【規定の変更】</u></p> <p>(1) <u>この規定の各条項その他条件は、民法 548 条の 4 の規定により、金融情勢状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲示その他相当の方法で改定内容を告知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の変更は、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用されるものとします。</u></p>	<p><u>～追加～</u></p>

改定後	改定前
<p>7. (成年後見人等の届出)</p> <p><u>(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人、保佐人、補助人（以下、「成年後見人等」といいます。）の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも同様に当店に届出てください。</u></p> <p><u>(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。</u></p> <p><u>(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に当店に届出てください。</u></p> <p><u>(4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。</u></p> <p><u>(5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</u></p>	<p>～追加～</p>
<p>10. (規定の変更等)</p> <p><u>(1) この規定の各条項は、民法548条の4により、金融情勢状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲示その他相当の方法で改定内容を告知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用されるものとします。</u></p>	<p>～追加～</p>

規定名：スウィングサービス規定（スウィングサービス依頼書裏面）（2020年5月7日改定）

改定後	改定前
<p>8. 〔規定の変更〕</p> <p><u>(1) この規定の各条項その他条件は、民法548条の4の規定により、金融情勢状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲示その他相当の方法で改定内容を告知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用されるものとします。</u></p>	<p>～追加～</p>

規定名：生体認証規定（生体認証機能付 IC カード生体認証情報登録・変更削除申込書裏面）（2020年5月7日改定）

改定後	改定前
<p>15 〔規定の変更〕</p> <p><u>(1) この規定の各条項その他条件は、民法548条の4の規定により、金融情勢状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲示その他相当の方法で改定内容を告知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、告知に記載の適用開始日以降の取引から適用されるものとします。</u></p>	<p>15 〔規定の変更等〕</p> <p>(1) この規定の各条項は、<u>金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) 前項の変更は、<u>公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。</u></p>

規定名：Kiraboshi Bank STYLE Card 規定（2020年5月7日改定）

改定後	改定前
<p>15 〔本規定の変更等〕</p> <p><u>(1) この規定の各条項は、経済金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法548条の4に基づき、店頭表示、当行または当社ウェブサイトへの掲示その他相当の方法で改定内容を周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、前項に定める周知の際に</u></p>	<p>15 〔本規定の変更等〕</p> <p>(1) 本規定の各条項は、<u>金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、下記のいずれかの方法により変更できるものとします。</u></p> <p><u>①当行が変更内容を当行の店頭表示その他相当の方法で公表すること。</u></p> <p><u>この場合、その変更内容は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日（以</u></p>

<p><u>記載された効力発生日より適用されるもの</u> <u>とします。</u></p>	<p><u>下、「相当期間経過日」といいます。）から適</u> <u>用されるものとしてします。</u> <u>②変更内容を当社から通知すること、または</u> <u>新規規定を送付すること。</u> <u>この場合、その変更内容は、変更内容を当社</u> <u>から通知した後、または新規規定を送付した後</u> <u>に STYLE Card を利用したとき（以下、「通知</u> <u>後のカード利用日」といいます。）に利用者</u> <u>が承認したものとみなし、その変更内容は通</u> <u>知後のカード利用日から適用されるものと</u> <u>します。</u> <u>(2) 本規定の変更等を前項の双方により行</u> <u>う場合、その変更内容は、相当期間経過日ま</u> <u>たは通知後のカード利用日のいずれか先に</u> <u>到来した日から適用されるものとしてします。</u></p>
--	--

以上